**延焼を防止するための措置が講じられている**

**急速充電設備適合チェック表**

届出者

住所

氏名

電話

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要　件 | 機器状況 | 適合 |
| 筐体の材料が不燃性であること。  （板厚がステンレス鋼板で２．０ｍｍ以上、又は鋼板で２．３ｍｍ以上） | 材料 〔　　　　　　　〕  板厚 〔　　　　〕ｍｍ |  |
| 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。 | 〔適・否〕 |  |
| 筐体の体積１㎥に対する内蔵可燃物量が約１２２㎏以下であること。 | 筐体体積〔　　　　　〕㎥  内蔵可燃物〔　　　　〕㎏ |  |
| 蓄電池設備が内蔵されていないこと。 | 〔適・否〕 |  |
| 太陽光発電設備が接続されていないこと。 | 〔適・否〕 |  |

１ 弘前地区消防事務組合火災予防条例第１５条の２第１項第１号に規定する「消防長が認める延焼を防止する措置が講じられている急速充電設備」の基準に適合するものであるかについて判定するものである。

２ 「機器状況」欄には、設置しようとする急速充電設備の値等を記入すること。

３ 「適合」欄には、「要件」欄に適合している場合は〇、不適合の場合は×を記入すること。